

東かがわ市介護職員初任者研修事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東かがわ市（以下「本市」という。）が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修（以下「研修」という。）の開催事業を実施する際に必要な事項について定めるものとする。

(実施主体)

第2条 研修の実施主体は本市とする。ただし、市長は、当該事業の一部又は全部を適当と認める研修機関に委託することができる。

(対象者)

第3条 研修の対象者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市に住所を有する者で、本市内において介護職員として介護の業務に従事する者、従事することを希望する者
- (2) 受注者が定める研修スケジュールによる受講の継続が可能な者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める者

(受講の申込み)

第4条 研修の受講を希望する者は、研修開始前に介護職員初任者研修受講申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(受講者の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申込みに基づき研修を受講する者（以下「受講者」という。）を決定し、介護職員初任者研修受講決定通知書（様式第2号）により受講者に通知するものとする。

(受講決定の取消し)

第6条 市長は、申請等に虚偽の事項がある等受講者として適当でないと認めるときは、受講の決定を取り消すことができる。

(研修カリキュラム)

第7条 研修は、香川県介護職員初任者研修事業取扱要綱の規定に基づき実施するものとする。

(研修期間)

第8条 研修期間は、5月以内とする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、研修

期間を延長することができるものとする。

(名簿)

第9条 市長は、研修を修了した者の名簿を作成し、管理するものとする。

(受講料)

第10条 受講料は、市長が別に定める。

(受講者の責務)

第11条 受講者は、研修に意欲を持って参加するとともに、常に自らの啓発に努めなければならない。

(秘密の保持)

第12条 受講者は、研修期間中に知り得た秘密を外に漏らしてはならない。研修終了後も同様とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるものほか、必要な事項は、市長が別に定める。